

	保険金をお支払いできない主な場合
<p>10%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。</p> <p>保険金 お支払いする場合において、その事故によって損害を受けた生活用財産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。</p> <p>の対象を収容する加入依頼書等記載の建物から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯(※1)の敷地に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて算出します。ただし、1回の事故につき、生活用財産の保険金額または損害額の再調達価額(※2)のいずれか低い額の20%に相当する額をお支払いします。</p> <p>失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p><b>対象となりません。</b></p> <p>スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器</p> <p>モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品 預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物。ただし、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。</p> <p>ICカード、プリペイドカードその他これらに類する物 人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品</p> <p>スマートフォン、タブレット、パソコン等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑧置き忘れ(※)または紛失 ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪保険の対象である生活用財産が加入依頼書等記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。 ⑫運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害</p> <p>など</p> <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

	保険金をお支払いできない主な場合	
<p>ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品</p> <p>ICカード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 びカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内における雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品 紙、切手、設計書、帳簿</p> <p>その他これらに準ずる物 びにこれらの付属品 を含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険用具</p> <p>など</p> <p>の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴りに起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的</p>	<p>事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など</p> <p>(※1)次のア.からエ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア.主たる原動力が人力であるもの イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ.身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ.移動用小型車および遠隔操作型小型車</p> <p>(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものに限り、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p>

一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

とがありますので、ご注意ください。

oku/isei/sensiniryu/kikan.html)

いいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者

の、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、ものは含みません。

療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

および同性パートナー(※2)を含みます。

ないために、法律上の夫婦と認められないもの、事実上

婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

(※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。

(注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者

【親 族】6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

【未 婚】これまでに婚姻歴がないことをいいます。

【免責金額】支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

## 知りたいこと (注意喚起情報のご説明)

場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知く

取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご定の計算により算出した額を返還または請求します。

出ください。

て)

にかぎりずる。)を解除することを求めることができます。お

ジャパンまでお問い合わせください。

ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更

さい。

契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、そ

とは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできな

い。

により、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったとき

いいます。

付日の翌月1日(10日過ぎの受付分は翌々月1日)に保

は取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日から

保険金の全額または一部をお支払いできないことがあ

が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交

を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払い

う支払いできないことがあります。また、盗難による損害

い。

国内において発生した事故については、損保ジャパンが

示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉

び損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。な

ただけませんのでご注意ください。

の額が保険金額を明らかに超える場合

ご提起された場合

など

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。